

●平成24年度 監査テーマ 公有財産に関する財務事務及び枚方市土地開発公社における保有土地に関する財務事務について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【1】全般的指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H27.4現在)
2	財産台帳に各財産の価額を記載すべき 〔報告書19ページ〕	財産台帳に価額の記載がされていないものが散見された。枚方市公有財産等の管理に関する規則第70条において、財産台帳には取得、原因区分に応じた価額を記載するよう定められている。今後取得する財産についてはもちろん、可能な限り過去に取得した財産についても、価額に関する情報のないものについては価額を調査し、記載すべきである。	資産活用課	新財産台帳システムにおいては、新規取得した財産の価額について記載している。 また、過去に取得した財産については、新財産台帳システムへの移行時に可能な範囲で価額の記載を行った。
3	財産台帳と所管課台帳との整合性を定期的に確認すべき 〔報告書23ページ〕	財産台帳と所管課台帳とが一致していない事例が散見された。毎年度決算時に両者の整合性を取るという作業を行っていないことが原因と考えられる。 財産の管理が行き届かなくなる可能性があるため、今後は、財産台帳と所管課台帳との整合性を定期的に確認すべきである。	資産活用課	最新の財産台帳と所管課が把握している財産情報の整合性が図れるよう、各財産所管部署の所管財産一覧のアウトプットを行い、年1回程度財産所管部署へ確認作業を行うこととした。
4	所管課の名称変更や組織再編を反映させて財産台帳を更新すべき 〔報告書23ページ〕	財産台帳上の所管課の名称が古い課名のままとされているものが散見された。市の課名変更に合わせて財産台帳上の所管課の名称も変更し、現時点の課名と適時に一致させておくべきである。特に組織再編により、名称変更だけではなく事務分担が見直された場合は、財産の管理が行き届かなくなることを防止するためにも、どの公有財産がどの所管課に引き継がれたのかについても適切に管理しておく必要がある。	資産活用課	新財産台帳システムにおいて、現時点での施設名及び課名変更を行っている。 今後も、機構改革に合わせて適切に変更を行う。
5	財産の用途廃止処理を適時に実施すべき 〔報告書23ページ〕	福祉部高齢社会室が所管する土地について、平成22年9月30日に用途廃止及び子育て支援室への所管変更が決定された。この決定に基づき、当該土地に関する用途廃止財産引継書が同日付で提出されたが、資産活用課での処理が遅れたため、平成22年度においては、子育て支援室への所管換えのみしか行えていなかった。用途を廃止し普通財産とする処理は、平成23年度にずれ込んでしまっている。財産の用途廃止処理については、年度内で漏れなく処理すべきである。	資産活用課	新財産台帳システムにおいて、適宜更新作業を行っている。 また、決裁合議時と報告書提出時にチェック表で管理を行い、未処理となっている担当部署に対しては、報告書提出の催促を行うなどの処理を適時実施している。
7	財産台帳の更新は適時に実施すべき 〔報告書24ページ〕	公有財産の取得、所管替え等の決裁等が完了したものは公有財産引継書、行政財産異動報告書等の提出を受けて、資産活用課が年度分をまとめて財産管理システムに登録している。このため公有財産の状況に異動があっても数ヶ月にわたり財産台帳が更新されていないケースもある。 登録作業漏れの防止及び登録作業に係る業務の平準化並びに所管課台帳との照合作業の円滑化の観点から、財産台帳の更新は適時に実施すべきである。	資産活用課	公有財産の取得、所管替え等による公有財産台帳の更新については、登録作業漏れの防止及び円滑な台帳管理のため、新財産台帳システムにおいて適宜作業を行っている。

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H27.4現在)
11	公有財産の現状把握を確実に行うべき (報告書32ページ)	公有財産の現状把握は確実にを行う必要があるが、十分にはなされていないと思われる事例があった。現状把握のための効果的な現地訪問のタイミング、頻度等は財産取扱主任業務マニュアル(意見No.5参照)に織り込むべきである。なお、母子センター(緊急母子住宅用地)や集会施設の用途として自治会等に貸し付けている土地についても保全義務は借受人にあるとしても、当該義務の履行状況の把握等の観点から同様の対応を図るべきである。	資産活用課	所管財産の適正管理について記載した財産取扱主任マニュアルを平成27年3月に作成し、説明会を開催した。
12			子ども青少年課	枚方市母子寡婦福祉会と締結した公有財産(土地)無償貸付契約において、当該貸付物件の維持管理に係る借主の義務を規定するとともに、義務の履行状況を確認する実地調査等を市が随時実施し、また所要の報告を求めることができるよう約定し、現状把握を確実に行えるよう定めたところである。 なお、平成26年度の施設の使用状況は、平成27年4月30日付けで報告を受けている。
17	貸付料の算式における土地の価額の選定根拠を明確化すべき 〔報告書47ページ〕	公社保有地の貸付料の算定資料を閲覧、検討したところ、土地の価額について固定資産税評価額が適用されているケースと1㎡当たりの路線価に貸付面積を乗じて得られる金額を土地の価額としているケースの両方が確認されたが、異なる計算を行っている理由が明確ではなかった。 土地の価額の選定根拠は一定の方針のもと、統一を図るべきであり、統一された土地の価額を使用しない場合は、選定理由について適切に文書化を行い、事後検証を可能にすべきである。	資産活用課 (土地開発公社)	現在は、固定資産税評価額を適用して、公社保有地の貸付料を算定している。

【2】個別的事項(現地調査案件)

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H27.4現在)
19	<(9) 母子センターについて> 財産台帳と所管課台帳との整合性を定期的に確認すべき 〔報告書61ページ〕	資産活用課の財産台帳上は行政財産であるにもかかわらず、所管課では当該財産を普通財産として認識していた。財産の管理が適切にできなくなるリスクがあるため、財産台帳と所管課台帳との照合を定期的に行うべきである。	資産活用課 子ども青少年課	【資産活用課】 新財産台帳システムに記載されている情報を各財産所管部署ごとに所管財産一覧としてアウトプットすることで、所管部署が把握している情報と確認作業が行えるようにすることとした。 【子ども青少年課】 緊急母子住宅用地については、平成26年4月1日付けで行政財産の用途廃止を行い、普通財産に変更したが、枚方市公有財産等の管理に関する規則第59条第2項第2号の規定に基づく「財務部(管財主管部)」と協議の結果、引き続き「子ども青少年部」の所管となっている(担当課については、「子育て支援室」から「子ども青少年課」に変更)。 今後も、財産台帳と当課台帳(財産台帳副本)の情報が合致するよう、財産の異動に際しては、適時に報告を行っていくとともに、内容について定期的に照合を行う。
20	<(9) 母子センターについて> 財産の種類に合致した目的外使用許可又は貸付に係る文書を適切に作成し、保管すべき 〔報告書62ページ〕	結果No.3-1のとおり、所管課では当該財産を普通財産として認識し、無償貸付けを行っているという理解でいたことから、今回の監査では、無償貸付けに関する契約書の提出を求めた。しかし、見つからないとのことで提出はなされなかった。一方、当該財産は行政財産であることが判明したため、今後は公有財産等の管理に関する規則で定められた、行政財産の目的外使用許可又は貸付けに係る文書を適切に作成して保管する必要がある。	子ども青少年課	緊急母子住宅用地について、行政財産の用途廃止を行い、普通財産に変更した上で、平成26年4月1日付けで、市は枚方市母子寡婦福祉会と公有財産(土地)無償貸付契約を締結し、契約書を交わした。貸付に当たっては、枚方市公有財産等の管理に関する規則に基づき、貸付目的、貸付期間、転貸等の禁止、貸付物件の維持管理、使用上の損傷等、実地調査等を約定している。

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H27.4現在)
26	<p><(9) 母子センター(緊急母子住宅用地)について> 公有財産の有効活用的前提となる利用状況等を把握すべき [報告書61ページ]</p>	<p>市は当該住宅の利用状況について把握していない。貸与中の財産と言えど、公有財産を有効に活用する必要があることに変わりはない。今後は、枚方市母子寡婦福祉会と適時に連絡をとり、当該住宅の利用状況を確認し公有財産が有効に利用されているか否かを把握しておく必要がある。</p> <p>また、所管課においては、貸与中の財産が当初の貸与決定どおりに貸与先で活用されているかの判断を行う前提として、貸与期間、貸与目的その他の貸与条件についても正確に把握する必要がある。</p>	子ども青少年課	<p>枚方市母子寡婦福祉会と締結した公有財産(土地)無償貸付契約において、当該貸付物件の維持管理に係る借主の義務を規定するとともに、義務の履行状況を確認する実地調査等を市が実施できるよう規定した。あわせて、貸付目的を踏まえた適切な使用が行われるよう、毎年4月中に前年度の施設の使用状況を市に報告するよう規定したところである。なお、平成26年度の施設の使用状況は、平成27年4月30日付けで報告を受けている。</p>